

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第11号

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則等の一部を改正する規則

(鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部改正)

第1条 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則(平成17年鳥取県規則第119号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び様式の表示並びに追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
(返還の債務の履行猶予) 第12条 知事は、奨学生であった者(奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。 (1) 略 (2) <u>第1条の県内の病院等において医師の業務に従事していた者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該病院等を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。</u> <u>ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間</u> <u>イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間</u> <u>ウ 3歳に達しない子を養育している間(イに掲げる期間を除く。)</u> (3) <u>育児休業を取得したとき。</u> (4) <u>介護休業を取得したとき。</u> (5) 略 (6) 略 2及び3 略 (延滞金)	(返還の債務の履行猶予) 第12条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 2及び3 略 (延滞金)

第13条 奨学生であった者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第14条 奨学生及び奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 病院等において医師の業務に従事したとき
(勤務している病院等を変更した場合を含む。) 就業届(様式第15号)

(11) 勤務していた病院等を退職したとき 病院等退職届(様式第16号)

(12)及び(13) 略

(14) 第12条第1項第2号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき 養育状況等変更届(様式第21号)

(15) 育児休業を取得したとき 育児休業届(様式第22号)

(16) 介護休業を取得したとき 介護休業届(様式第23号)

2及び3 略

様式第5号(第12条関係)

奨学金返還猶予申請書

職 氏 名 様

奨学金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 郵便番号

第13条 奨学生は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 病院等において医師の業務に従事したとき
(就業場所を変更した場合を含む。) 就業届(様式第15号)

(11) 就業場所を退職したとき 就業場所退職届(様式第16号)

(12)及び(13) 略

2及び3 略

様式第5号(第12条関係)

奨学金返還猶予申請書

職 氏 名 様

奨学金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 郵便番号

住 所
氏 名 ,
電話番号

保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ,
電話番号

略

注 鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則第12条第1項第2号に該当して申請書を提出する場合には、「希望の返還猶予期間」欄には、妊娠又は出産により猶予を希望するときから3歳に達しない子を養育するまでの間の通算した期間を記入できること。

様式第15号(第14条関係)

就業届

職 氏 名 様

医師として就業しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
勤務している病院等	名 称	
	所在地	

上記のとおり就業していることを証明します。

年 月 日

勤務している病院等の名称
代表者 ,

様式第16号(第14条関係)

病院等退職届

職 氏 名 様

住 所
氏 名 ,
電話番号

保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ,
電話番号

略

様式第15号(第14条関係)

就業届

職 氏 名 様

医師として就業しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
就業施設	名 称	
	所在地	

上記のとおり就業していることを証明します。

年 月 日

就業施設名
雇用主氏名 ,

様式第16号(第14条関係)

就業場所退職届

職 氏 名 様

勤務していた病院等を退職しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
勤務していた病院	名 称	
等	所在地	

上記のとおり勤務していたことを証明します。

年 月 日

勤務していた病院等の名称
代表者

様式第17号(第14条関係)

業務廃止届

職 氏 名 様

医師としての業務を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
業務廃止前に勤務していた病院	名 称	
等	所在地	

様式第19号(第14条関係)

死亡届

職 氏 名 様

奨学生が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

就業場所を退職しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
就業していた施設	名 称	
	所在地	

上記のとおり就業していたことを証明します。

年 月 日

就業施設名
雇用主氏名

様式第17号(第14条関係)

業務廃止届

職 氏 名 様

医師としての業務を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
業務廃止前に就業していた施設	名 称	
	所在地	

様式第19号(第14条関係)

死亡届

職 氏 名 様

奨学生が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略
勤務していた 病院等の名称
略

添付書類 略

様式第20号（第14条関係） 略

様式第21号（第14条関係）

養育状況等変更届

年 月 日

職 氏 名 様

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

奨学金の返還猶予に係る子の養育状況等について変更が生じたので、鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

決定番号	第 号
届出の事由が発生した年月日	年 月 日
変更事項	

様式第22号（第14条関係）

育児休業届

年 月 日

職 氏 名 様

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

育児休業を取得したので、鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則第14条第1項の規定により、次のとおり届

年 月 日

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略
就業の場所
略

添付書類 略

様式第20号（第14条関係） 略

け出ます。

決定番号	第 号
育児休業期間	年 月 日から 月 日まで
勤務している病院等の名称及び所在地	

上記のとおり証明します。

年 月 日

勤務している病院等の名称

代表者 氏 名 ，

様式第23号（第14条関係）

介護休業届

年 月 日

職 氏 名 様

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

介護休業を取得したので、鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

決定番号	第 号
介護休業期間	年 月 日から 月 日まで
勤務している病院等の名称及び所在地	

上記のとおり証明します。

年 月 日

勤務している病院等の名称

代表者 氏 名 ，

（鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部改正）

第2条 鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則（平成21年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示並びに追加号を除く。以下この条にお

いて「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第14条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p><u>(1) 第1条の知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事していた者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該病院を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。</u></p> <p><u>ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間</u></p> <p><u>イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間</u></p> <p><u>ウ 3歳に達しない子を養育している間(イに掲げる期間を除く。)</u></p> <p>(2) <u>育児休業を取得したとき。</u></p> <p>(3) <u>介護休業を取得したとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めたととき。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(届出)</p> <p>第16条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p><u>(8) 第14条第1項第1号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき 養育状況等変更届(様式第18号)</u></p> <p><u>(9) 育児休業を取得したとき 育児休業届(様式第19号)</u></p> <p><u>(10) 介護休業を取得したとき 介護休業届(様式第20号)</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>様式第8号(第14条関係)</p>	<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第14条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めたととき。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(届出)</p> <p>第16条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>様式第8号(第14条関係)</p>

鳥取県医師海外留学資金貸付金返還猶予申請書

職 氏 名 様

鳥取県医師海外留学資金貸付金の返還に係る債務の履行の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

借受者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

略

注 鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則第14条第1項第1号に該当して申請書を提出する場合には、「希望の返還猶予期間」欄には、妊娠又は出産により猶予を希望するときから3歳に達しない子を養育するまでの間の通算した期間を記入できること。

様式第16号（第16条関係）

鳥取県医師海外留学資金貸付金借受者死亡届

職 氏 名 様

借受者が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

略

鳥取県医師海外留学資金貸付金返還猶予申請書

職 氏 名 様

鳥取県医師海外留学資金貸付金の返還に係る債務の履行の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

借受者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

略

様式第16号（第16条関係）

鳥取県医師海外留学資金貸付金借受者死亡届

職 氏 名 様

借受者が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

略

勤務していた病院の名称	
略	

添付書類 略

様式第17号（第16条関係） 略

様式第18号（第16条関係）

養育状況等変更届

年 月 日

職 氏 名 様

借受者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

貸付金の返還猶予に係る子の養育状況等について変更が生じたので、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

決定番号	第 号
届出の事由が発生した年月日	年 月 日
変更事項	

様式第19号（第16条関係）

育児休業届

年 月 日

職 氏 名 様

借受者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

育児休業を取得したので、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

決定番号	第 号
育児休業期間	年 月 日から 年 月 日まで

就業の場所	
略	

添付書類 略

様式第17号（第16条関係） 略

	で						
勤務している 病院の名称							
<p>上記のとおり証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">勤務している病院の名称 代表者 氏 名 ,</p>							
<p><u>様式第20号（第16条関係）</u></p> <p style="text-align: center;">介護休業届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">借受者 郵便番号 住 所 氏 名 電話番号</p> <p>介護休業を取得したので、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">決 定 番 号</td> <td>第 号</td> </tr> <tr> <td>介護休業期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで で</td> </tr> <tr> <td>勤務している 病院の名称</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のとおり証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">勤務している病院の名称 代表者 氏 名 ,</p>		決 定 番 号	第 号	介護休業期間	年 月 日から 年 月 日まで で	勤務している 病院の名称	
決 定 番 号	第 号						
介護休業期間	年 月 日から 年 月 日まで で						
勤務している 病院の名称							

（鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則の一部改正）

第3条 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則（平成21年鳥取県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び様式の表示並びに追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対

応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第12条 知事は、<u>奨学生であった者(奨学金の貸付けを終了した者をいう。以下同じ。)</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 第1条の県内の病院等において医師の業務に従事していた者であって、自らの妊娠、出産又は育児を理由として当該病院等を退職したものが、次に掲げる期間のいずれかにあるとき。</u></p> <p><u>ア 自らの妊娠を理由とした退職の日から出産の日までの間</u></p> <p><u>イ 出産の日の翌日から起算して8週間を経過する日までの間</u></p> <p><u>ウ 3歳に達しない子を養育している間(イに掲げる期間を除く。)</u></p> <p>(3) <u>育児休業を取得したとき。</u></p> <p>(4) <u>介護休業を取得したとき。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めたととき。</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>(返還の債務の履行猶予)</p> <p>第12条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めたととき。</u></p> <p>2及び3 略</p>
<p>(延滞金)</p> <p>第13条 奨学生であった者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第13条 奨学生は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき奨学金の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。</p>
<p>(届出)</p> <p>第14条 <u>奨学生及び奨学生であった者は</u>、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(9) 略</p> <p>(10) <u>病院等において医師の業務に従事したとき(勤務している病院等を変更した場合を含む。)</u> 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生就業届(様式第15号)</p>	<p>(届出)</p> <p>第14条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(9) 略</p> <p>(10) <u>病院等において医師の業務に従事したとき(就業場所を変更した場合を含む。)</u> 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生就業届(様式第15号)</p>

(11) 勤務していた病院等を退職したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生病院等退職届
(様式第16号)

(12)及び(13) 略

(14) 第12条第1項第2号の妊娠、出産若しくは育児に係る子が死亡したとき、又は当該子を養育しなくなったときその他当該子の養育状況が変わったとき 養育状況等変更届(様式第21号)

(15) 育児休業を取得したとき 育児休業届(様式第22号)

(16) 介護休業を取得したとき 介護休業届(様式第23号)

2及び3 略

様式第5号(第12条関係)

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金
返還猶予申請書

職 氏 名 様

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金の返還に係る債務の履行の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

略

注 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則第12条第1項第2号に該当して申請書を提出する場合においては、「希望の返還猶予期間」欄には、妊娠又は出産により猶予を希望するときから3歳に達しない子を養育するまでの間の通算した期間を記入できること。

(11) 就業場所を退職したとき 鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生就業場所退職届(様式第16号)

(12)及び(13) 略

2及び3 略

様式第5号(第12条関係)

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金
返還猶予申請書

職 氏 名 様

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金の返還に係る債務の履行の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

略

様式第15号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生就業届

職 氏 名 様

医師として就業しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
勤務して	名 称	
いる病院等	所在地	

上記のとおり就業していることを証明します。

年 月 日

勤務している病院等の名称
代表者

様式第16号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生
病院等退職届

職 氏 名 様

勤務していた病院等を退職しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

様式第15号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生就業届

職 氏 名 様

医師として就業しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
就業施設	名 称	
	所在地	

上記のとおり就業していることを証明します。

年 月 日

就業施設名
雇用主氏名

様式第16号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生
就業場所退職届

職 氏 名 様

就業場所を退職しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
勤務していた病院	名称	
等	所在地	

上記のとおり勤務していたことを証明します。

年 月 日

勤務していた病院等の名称
代表者

様式第17号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生業務廃止届

職 氏 名 様

医師としての業務を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
業務廃止前に勤務	名称	
していた病院等	所在地	

様式第19号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生死亡届

職 氏 名 様

奨学生が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号
住 所

略		
就業していた施設	名称	
	所在地	

上記のとおり就業していたことを証明します。

年 月 日

就業施設名
雇用主氏名

様式第17号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生業務廃止届

職 氏 名 様

医師としての業務を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

略		
業務廃止前に就業	名称	
していた施設	所在地	

様式第19号（第14条関係）

鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金奨学生死亡届

職 氏 名 様

奨学生が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号
住 所

氏 名
電話番号

略	
勤務してい た病院等の 名称	
略	

添付書類 略

様式第20号（第14条関係） 略

様式第21号（第14条関係）

養育状況等変更届

年 月 日

職 氏 名 様

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

奨学金の返還猶予に係る子の養育状況等について変更が生じたので、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

決 定 番 号	第 号
届出の事由が発生した年月日	年 月 日
変 更 事 項	

様式第22号（第14条関係）

育児休業届

年 月 日

職 氏 名 様

奨学生 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

育児休業を取得したので、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則第14条第1項の規定により、次の

氏 名
電話番号

略	
就業の場所	
略	

添付書類 略

様式第20号（第14条関係） 略

とお届け出ます。

決定番号	第 号
育児休業期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務している病院等の名称	

上記のとおり証明します。

年 月 日

勤務している病院等の名称

代表者 氏 名 ,

様式第23号（第14条関係）

介護休業届

年 月 日

職 氏 名 様

奨学生 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

介護休業を取得したので、鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金貸付規則第14条第1項の規定により、次のとお届け出ます。

決定番号	第 号
介護休業期間	年 月 日から 年 月 日まで
勤務している病院等の名称	

上記のとおり証明します。

年 月 日

勤務している病院等の名称

代表者 氏 名 ,

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。